

北栄町地域福祉推進計画

令和3年度事業の進捗管理表

(町の事業) P1～P5

(社協の事業) P7～P11

目 標 : 本計画の13施策ごとに単年度の具体的な取組みを設けた

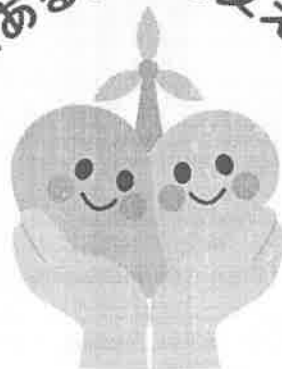
(町の目標設定の視点) ・多分野と連携するもの
・重点的な課題
・個別計画には属しないもの

(社協の目標設定の視点) ・R3に特に目標として掲げてすべきこと
・R3新規事業



○「北栄町地域福祉推進計画推進委員会」における推進委員の意見を反映し
決定した目標に対して、各事業の関係者が実績と評価を記載したもの

まあるい心で支えあ



北栄町

北栄町地域福祉推進シンボルマーク

●●●●●●●●●● 令和3年度事業の進捗管理(町) ●●●●●●●●●● 【北栄町地域福祉推進計画】

指 標		担当課	2020年度 実 績	2021年度 目 標	2021年度 実 績	評 価
みんな で 支 え あ い え が お で 共 に 暮 ら す ま ち 北 栄 町	I 地域で支えあうしくみづくり					
	(1)支えあい意識の高揚	福祉支援室 社協	① 開催	①若者の参加率が 上がるような工夫 をする	①達成※コロナ禍により配慮あり ■フォーラムについて ・10/30 開催(170 名参加) ・住民参加型(公募による)ステー ジ発表、県外講師(落語家)による 講演会、社協福祉まつりを取り入 れ、計画周知の一助を成した。 ・アンケート結果より、今後の支え あい活動に参加したい人も26名 あり(昨年度は7名)計画推進に つながる機会となった。 ・60代～70代の参加者が多く (全体の75%)子育て世帯等若年 世代の参加が少ない状況だった。	①R3で終了 ・2年連続で 実施したの で、計画周知 の目的はほぼ 達成。次回は 計画全体の改 正の時期に検 討する。 ・子育て世帯 等若年世代も 参加できるよ うな企画が良 い。
	■「地域福祉」の講演や研修を実施する。 ①地域福祉推進フォーラム 2021 を開催する ②出前講座(生涯学習課)に積極的に取り組む ③TCC企画(特集)等広く周知する機会を設ける		② 0回 ③ TCC放映 は単発	②3回 ③TCC企画 (特集番組)放映等	②未達成 ・1 回実施(西園自治会)のみ。 ・申請があったところについて、 コロナ禍により中止もあった。 ・広報誌で PR した。 ③未達成 ・TCCと協議したが不可。 ・地域福祉にかかる単発の放映は できたが、特集番組については、 特別な取組みがないと難しいと の返答があった。	②継続 ③継続 ・現場での取 組み等を中心 に特集番組で きないか検 討。 町民の意識の 高揚につな がる企画を考 案する必要あり

(2)地域福祉活動・ボランティアの活性化 ■<u>高校生ボランティアの活性化を図る。</u> ①地域福祉推進フォーラム 2021 へ参加を募る (ステージ発表・スタッフ) ②高校生ボランティアの活動の支援をする (レッツゴー北栄ツアー) ③高校生が企画(提案)したボランティア活動を支援する	福祉課 社協 (企画財政課)	①～③ 未実施	■高校生ボランティアの活動の支援 (内容) ①地域福祉推進フォーラム ②レッツゴー北栄ツアー ③メッセージ付配食サービス (メッセージを書く)	①達成 ・地域福祉推進フォーラムでレッツゴー北栄ツアーの実践報告を行い、高校生の主体的な活動を紹介した。 ②達成 ・レッツゴー北栄ツアー (11/20) の企画実施に加え、由良宿 6 区公民館を会場にしたサロン(おしゃべり HOUSE)を実施し、高校生の主体的な運営支援を行った。 ・参加した住民からも好評。 ③達成 町が社協に繋げて実施した。	①R3で終了 ②継続 高校生の活動の支援を継続。 ③継続
(3)支えあい・見守りの充実 ■<u>認知症等潜在的な問題のある高齢者の早期発見、情報収集と見守りの働きかけをする。</u> ①自治会に訪問し、周知 (サロン・こけないからだ講座・役員会)	地域包括支援センター	①未実施	①20 自治会	①達成 ・34 自治会で実施。	①継続 ・未実施自治会を中心に継続実施。
II 安心して暮らせるしくみ づくり					
(1)相談支援の充実 ★<u>重層的支援体制整備事業 <①相談支援></u> ①庁舎内連携の強化 ②既存の相談支援機関は、断らない相談ができるような資質の向上を目指す	福祉課 教育総務課 (ネウボラ)	①関係課で検討 ②研修を実施 ※健推は 来年から	①つなぐシートの徹底 ②支援会議・研修	①未達成 ・庁内各課へシートの周知を行ったが、周知が不十分。 ②達成 ・地域ネットワーク会議にて複合的多問題事例のアセスメントに関する研修を実施。また、包括的支援会議や全国研修への参加	①継続 ・各課に加え関係機関への周知を継続して行う必要がある。 ②継続 資質向上のための機会の確保は継続して必要。

					を通じ相談支援を深める機会を確保。 ②未達成(ネウボラほか) 定例カンファレンスでケース検討実施。多角的なアセスメントは不十分。	※重層計画で位置づけし別の目標設定を検討。
(2)情報提供の充実						
■障がい福祉サービスの周知 ①冊子をよりわかりやすくバージョンアップする。 ②教育部局と連携(研修会を開催など)	福祉支援室 教育総務課	①関係課内で周知 ②未実施	①住民向けの冊子の充実 ②・障害サービスの研修 ・事業所めぐり	①達成 ・三課(教育総務・健康推進・福祉課)で内容の精査をした。 ②一部達成 ・小中学校、こども園の管理職と特別支援教育主任を対象にした障害福祉サービス制度概要の研修を実施した。(1/6 18名参加) ・事業所めぐりはコロナ禍ゆえに計画の段階で中止した。	①継続 ・住民向けの周知を継続して行う必要がある。 ②継続 教育と福祉の連携を充実させため継続して行う必要がある。	
(3)福祉サービス提供の充実						
★重層的支援体制整備事業 «③地域づくりに向けた支援» ①取り組むべき内容をピックアップする (分野を限定しない共生サービス)	福祉課 教育総務課	各分野ごとに実施 (例)移動手段	課題を整理して取り組むべき内容を拾いあげる	一部達成 ・重層事業計画の策定にあわせて課題の整理を行った。必要な資源の洗い出しが不十分。	継続 地域づくり事業の担当者を中心に、さらに協議をすすめる必要な資源等の洗い出しを行う必要がある。	
(4)災害時の連携の強化						
①福祉避難所の機能について周知をする ②災害に関する研修を実施する	障がい者 地域生活 支援センター 総務課	一部(協議会)周知	①(町全体に)広報周知 ②HUG 研修	①達成 ・町報 9 月号で周知 ②達成 ・11/19 開催(60名参加)	①継続 ②継続	

	(5)権利擁護の推進					
	■成年後見制度利用促進基本計画の作成	介護保険室	未実施	作 成	達成 ・R3で作成済	R3で終了
	(6)支援が届きにくい人への対応					
	★アウトリーチによる継続的支援事業 ①支援が届きにくい人への把握方法を検討する ②事業所と連携し、対象者への訪問を開始する	生活支援室	未実施	①② 左記指標どおり	①達成 ・世帯訪問調査(全数調査)を試行実施した(3 自治会) ②達成 ・訪問支援を開始。事業所と定期的に包括的支援会議を開催し進捗管理しながら対象者への訪問を実施。	①終了 「検討」は終了し次のステップへ(他地区の実態調査、関係機関とのネットワークによる把握) ②継続 対象者を広げ訪問を実施
	(7)生活に必要な移動手段の確保					
	■共助交通の取り組み開始を検討する	生活支援室 企画財政課	未実施	1地区	未実施 ・コロナの影響もあり実施なし(企画財政課 記載) ・福祉と交通、地域づくりの部署で生活に必要な移動手段確保についてのプロジェクトチームを立ち上げた。共助交通への理解、関心を高め、実施につなげるため、令和4年度に共助交通の勉強会と実施を希望するグループ等への立ち上げ支援を予定している(県制度活用)。	継続 (目標見直し) 共助交通の理解をすすめ、関心のある人へ活動のきっかけづくりを行う。

Ⅲ いきいきと暮らせるしくみ づくり

(1)居場所づくり・交流の場づくり

■子ども第三の居場所づくり

- ①施設の着工(R3)⇒完成(R4年度中)
- ②業務内容についての協議(整理)

生涯学習課
福祉課ほか

関係課で協議
(「子ども第三
の居場所事
業」を活用し
た取り組みを
検討)

①施設の着工事

②取り組みの検討

①未実施

・資材高騰により建築費が高額になることに加え、長期的な運営の観点から、B&G 海洋センターゲートボール場に新築する計画を見直すことになった。

②未実施

・業務内容について協議を進めていたものの、上記理由から計画を見直すことになった。

①継続

設置場所も含めて計画を見直し、R4 年度中の完成、R5 年度からの運営開始を目指す。

②要検討

計画への位置づけは難しいかもしれない。他の目標設定を検討したほうがよい。

(2)社会参加・生きがいづくり

★重層的支援体制整備事業 《②参加支援》

- ①周知(広報など)
- ②ニーズに応じた受け皿づくりを検討(予算確保も含む)

福祉課
社 協

未実施

①左記指標どおり
(社協が実施)

②左記指標どおり
(町が実施)

①達成

・福祉関係事業所への周知を行った。(事業所訪問、地域ネットワーク会議、障がい者自立支援協議会)

②達成

・既存の事業所へ受入の協力について依頼。利用者があった場合を想定し予算化した。

①継続

②継続
多様な受け皿を用意できるよう、関係機関ネットワークづくり

(3)健康づくり・介護予防

■こけないからだ講座の開催自治会を増やす

地域包括支援
センター

28自治会

30自治会

達成

30 自治会(継続実施 29 自治会+新規1自治会)

継続

介護予防、認知症予防のためにも継続実施が必要。

●●●●●●●●●● 令和3年度事業の進捗管理(社協) ●●●●●●●●●● 【北栄町地域福祉活動計画】

指 標		活動者	2020年度 実績	2021年度 目標	2021年度 実績	評価
みんな で支えあ いえが おで共 に暮ら すまち 北栄町	I 地域で支えあうしくみづくり					
	(1)支えあい意識の高揚	住民 町 社協	①開催	①地域福祉推進 フォーラムの開催 (年1回)	①達成 地域福祉推進フォーラム開催 ・10/30 開催(170 名参加) ・講演会 ・フレンズ、幸の会、東伯けんこう の販売・共同募金運動 ・展示コーナー 包括・健康推進課・協議体	① 終了 R4年度 健康推進課 との連携に より地域福 祉の周知を 図る
	①幅広い世代の参加を対象とした地域福祉推進 フォーラム 2021 を開催し、地域福祉を周知 する。					
	②支えあい活動の研修会を実施する。	住民 社協	②合同研修 会の実施 (1回)	②合同研修会の 実施(年1回) ②福祉推進員研修 会の開催 (年1回)	②未実施 開催予定であったがコロナ感染 拡大により、延期 ②未実施 開催予定であったがコロナ感染 拡大により、延期	②継続 ②継続
	(2)地域福祉活動・ボランティアの活性化					
	①ボランティア連絡会を設立する。		①未実施	①ボランティア 連絡会の設立	①未達成 ボランティア登録・協力団体 連絡会の設立に向け企画・ 検討中	①継続

	②小・中・高、学生ボランティア活動の推進を図る。		②福祉体験の実施 (1回)	②高校生ボランティア活動支援 (レッツゴー北栄ツアー等) ②小・中学生メッセージカード作成 ・一人暮らし高齢者へ配布	②達成 サロンを通じた地域交流 高校生・由良宿6区住民交流の場づくり(おしゃべりHOUSE) 企画・実施支援 (20名参加) ②達成 ・一人暮らし高齢者へ小・中学生からのメッセージカード配布 (460名) ・高校生からの提案で配食利用者へメッセージカード配布 (述べ104名) *上記内容については、広報誌TCC、新聞などで活動を紹介	②継続 高校生の活動支援を継続 ②継続 小・中・高 学生と地域の交流機会 づくり
	(3)支えあい・見守りの充実 ①自治会単位での支え愛連絡会開催の働きかけを実施する。	住民 社協	①支え愛連絡会の意義の周知と開催の働きかけを実施	①自治会単位の支え愛連絡会の開催(10自治会)	①未達成 自治会長会で周知、開催の働きかけを実施 (5自治会の内2自治会新規)	①継続

Ⅱ 安心して暮らせるしくみ づくり					
(1)相談支援の充実	社協	①未実施	①フローチャートの作成・配布する (全戸配布)	①未達成 社協担当者で検討中	①継続
①相談窓口を明確化するためにフローチャートを作成する。					
(2)情報提供の充実	住民協議体 町 社協	①広報誌の発行(年4回)	①広報誌「ふれあい」とホームページによる情報の提供(年4回)	①達成 広報誌とホームページを活用し、地域福祉活動の情報を掲載(年4回)	①継続
①広報誌やホームページを活用し、地域福祉活動の事例を町民へ周知する。					
②サロンや集いの場を利用して情報提供する。 (包括との連携)		②サロン等を利用し、周知、情報提供	②包括との連携により各自治会へ出向く(20自治会)	②ほぼ達成 包括との連携により各自治会へ訪問 (34自治会の内19自治会 社協同行)	②継続 未実施自治会を中心に継続実施
(3)福祉サービス提供の充実	住民協議体 町 社協	①ワークショップの開催 (大栄地区)	①包括との連携により各自治会へ出向く(20自治会)	①ほぼ達成 包括との連携により各自治会へ訪問 (34自治会の内19自治会 社協同行)	①継続 未実施自治会を中心に継続実施
①住民の思いや声を聞く機会を設ける。					

(4)災害時の連携の強化	町 社協				
①災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを行う。 ②町・社協で災害ボランティアセンター設置・運営に関する協議・協定を締結する。		①未実施 ②協定の締結に向けての準備	①マニュアルの見直し ②協定の締結	①達成 マニュアル見直し実施 ②未達成 協定案を作成し締結に向け準備を行っている	①終了 必要に応じて見直しを行う ②継続
(5)権利擁護の推進	社協				
①住民に広報誌等で周知しながら法人後見事業、日常生活自立支援事業等を実施する。		①実施	①広報誌等に掲載し、周知する(年4回)	①達成 広報誌等に掲載、周知(年4回)	①継続
(6)支援が届きにくい人への対応	社協				
①アウトリーチにより継続的な支援事業において個別のケースの支援会議に参画する。		①未実施	①支援が届きにくい人への働きかけを開始する	①達成 個別訪問を実施	①継続
(7)生活に必要な移動手段の確保	住民 協議体 社協				
①共助交通のしくみについて協議、実動に向けた準備を行う。		①よっしゃやらあ会で検討・勉強会を実施	①よっしゃやらあ会で具体的な運行について検討する	①未達成 住民からニーズ聞き取りを実施	①継続 具体的な運行について検討する

Ⅲ いきいきと暮らせるしくみ づくり					
(1)居場所づくり・交流の場づくり	住民 協議体 社協	①地域の実情 にあったサロ ン等の実施方 法を提案	①サロン等立ち上 げ・運営の協力	①達成 サロン等立ち上げ・運営の協力 (由良宿6区・由良宿7区)	①継続
①地域の実情にあったサロン等の具体的な方法を 提案し協力する。					
(2)社会参加・生きがいづくり	社協	①未実施	①チラシ作成・配布	①未達成 チラシ作成済 事業所訪問・周知	①継続 わかりやす いチラシ作り
①参加支援事業の周知を行う。					
(3)健康づくり・介護予防	住民 協議体 社協	①未実施	①集いの場、よっし ゃやらあ会からの ニーズ情報収集	①未達成 地域で活躍できる場やメニ ューのリスト作成中	①継続 リスト完成
①どの年代でも参加できるメニューや参加場所を 検討する。					

第1部－1 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ*等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■支援の柱

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容等に関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。



■新たに強化する機能

④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

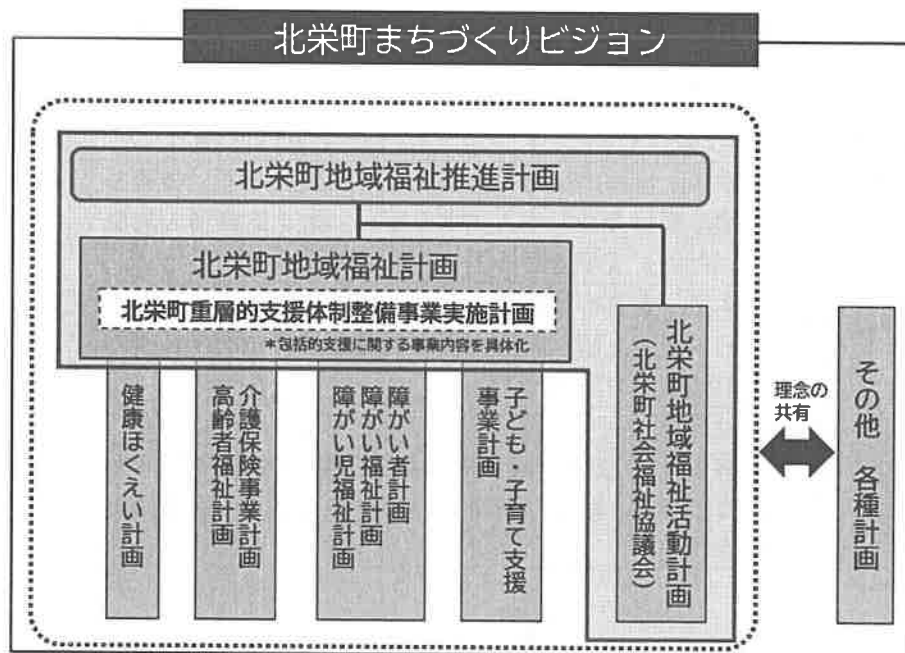
一体的に
実施

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

本計画の進捗管理・評価は、北栄町地域福祉推進計画全体で行うこととし、実施状況や効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 北栄町重層的支援体制整備事業の目的

本町では、相談支援体制の強化を図るため、平成30年度より包括的支援体制の整備にむけた取組みを開始しました。

介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、多機関が参加する支援会議により個別に対応を検討し必要な支援につなげる体制をとっています。

しかしながら、自ら相談に来ることができない方や、制度の狭間等により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしになっている方もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

本町における包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用することとし、①福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、②世帯全体の課題を整理し、関係機関が役割分担の上、課題解決に向けた支援を行うことを目的に取組みを進めます。

また、本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、庁内の各課及び関係機関（者）との連携や協働は不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取組みを進めていきます。

◎支援分類ごとの現状と課題

支援分類	現状と課題
相談支援	・既存の相談支援機関の対象にあてはまらない場合や相談者の課題が不明確な場合に、対応に苦慮することがある。対応窓口の明確化を行うとともに、各相談支援機関での対応力強化を図る。 ・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）のさらなる連携体制を強化する。 ・多様な課題の発見、気づきにつながるよう、相談支援を担う担当者の各分野の制度理解と世帯が抱える課題へのアセスメント力の向上を図る。 ・アルコールなどの依存症や対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。
参加支援	・既存の制度やサービスの利用につながらない方、対象とならない方について、生活の課題を抱えたり、地域から孤立しがちとなる場合がある。これらの方も参加できる居場所の確保等を検討する。 ・自動車や免許がない方の外出支援（子育て家庭の母、高齢者など）について検討する。 ・地域とつながりにくい方の興味関心の持てる場の確保や参加促進の取組みを検討する（都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など）

支援分類	現状と課題
	・事業所（企業等）において障がいの理解をすすめたり、地域の見守りを強化するなど、誰もが社会参加しやすい環境づくりを行う。 ・活用できる地域資源の把握や開発が不十分のため、事業周知とともに資源の把握、必要な資源の確保に向けた取組みを行う。
地域づくりに向けた支援	・どこに相談してよいのか分からず、一人で悩みを抱え込まないように、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりをすすめる。（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ） ・地域で活躍する人、リーダー層を増やす取組みをすすめる。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。（地域活動支援センター等） ・地域の中で自主交流できる場の確保を検討する。（子育て家庭、学童期以降）

2 事業の実施体制及び実施内容

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センター ・北栄町地域包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】 福祉課
障がい	障害者相談支援事業 ・北栄町障がい者地域生活支援センター	3	直営委託	【支援対象者】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等とその家族 【対象圏域】 北栄町全域

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
	・ 中部障がい者地域生活支援センター ・ 相談支援センターサポートりんくす			【業務内容】 障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【所管課】 福祉課
子ども	利用者支援事業 ・ 北栄町子育て世代包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 妊産婦・乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】 教育総務課
生活 困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	直営	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方、及びその家族等 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価等 【所管課】 福祉課

（２）参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい方に対し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

各相談支援機関や多機関協働事業等を通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○想定される連携先等

- ・ 地域づくり事業の対象となる活動先（地域介護予防活動支援事業や地域活動支援センター、子育て支援センター）
- ・ 生活困窮者自立支援事業における就労準備事業の就労体験先（企業・農業）
- ・ 地域包括支援センターやよっしゃやらあ会※、自治会が開催している集いの場
- ・ 北栄スポーツクラブや中央公民館などで開催している各種教室
- ・ 福祉サービス事業所や各種団体、ボランティアセンター 等

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
参加支援事業	1	委託	【支援対象者】 地域や社会とのつながりがない、社会参加しにくい方など 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発 ・相談者に対する参加支援(マッチング等の利用調整)、フォローアップ 【実施機関】 北栄町社会福祉協議会 【所管課】 福祉課

(3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう、既に実施されている取組みを進めていくと同時に、これらの取組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとで、必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連動を図りながら、取組みの推進を図ります。

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	一	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 地域住民の介護予防活動の育成・支援を実施 ・こけないからだ講座 ・高齢者サークル事業 【実施機関】 北栄町地域包括支援センター他 【所管課】 福祉課
介護	生活支援体制整備事業	3	委託	【支援対象者】 65歳以上の高齢者を中心とした地域住民 【対象圏域】 北栄町全域

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
				【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取組みを実施 ・生活支援コーディネーターの配置（第1層：1名、第2層：2名） ・協議体の設置（第1層：ほくえい支え愛協議体※、第2層：北条よっしゃやらあ会、大栄よっしゃやらあ会） 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
障がい	地域活動支援センター事業 ・あゆみの郷	1	登録	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・北栄子育て支援センター『すまいる』	1	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児・その保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施 【実施機関】北栄町子育て世代包括支援センター 【所管課】教育総務課
生活 困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1	委託	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
	(令和4年度からは「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を予定)			図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組みを実施 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取組みを行います。支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査等により、対象者の把握に努めるとともに、本事業を町内の複数法人に委託し、各法人の特性や地域とのつながり、ネットワーク等を活用しながら、事業の推進を図ります。

実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5	委託	【支援対象者】必要な支援が届いていない方とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【実施機関】 ・社会医療法人仁厚会 ・医療法人誠医会 ・社会福祉法人中部福祉会 ・社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 ・社会福祉法人みのり福祉会 【所管課】福祉課

(5) 多機関協働（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、北栄町包括的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行います。

北栄町包括的支援会議では、対象世帯が抱える課題の解決につながるよう、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討などを行うほか、支援の進捗状況を確認するなど支援の全体調整を行います。

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

○北栄町包括的支援会議

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアル等において、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

本町においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「北栄町包括的支援会議」を設置し、1つの会議体の中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。

会議は事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集し、随時開催するものとします。

※「支援会議」

法第 106 条の 6 に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報の取扱いについては、本人同意を得て行う。

○災害や感染症流行下の支援体制

災害や感染症などの緊急事態が生じた場合には、支援ニーズの顕在化や新たな支援ニーズの発生が考えられます。2016 年（平成 28 年）に発生した鳥取県中部地震や 2020 年（令和 2 年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行においても、個別の支援ニーズへの対応が課題となりました。

特に、鳥取県中部地震の復興支援においては、複合的な課題を抱えた人が顕在化し、現在もその支援が継続されています。

これらの経験を踏まえ、緊急時においても柔軟かつ適切な対応ができるよう、包括的支援体制の強化に努めていきます。

実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
多機関協働事業	1	直営	【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う ・支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・北栄町包括的支援会議の開催 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施等 【所管課】福祉課

3 事業実施に向けた体制構築

(1) 関係機関等との連携体制

支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくり等の施策を展開していくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉的ニーズを抱えた人が適切に福祉課につながるよう、庁内連絡会を設置するとともに、情報連携のための「つなぐシート」を用意し、シートを活用して庁内及び関係機関との連携体制の整備を推進します。

○北栄町包括的支援の推進に係る庁内連絡会

多様な生活課題の解決にむけた包括的な支援体制を整備するため、庁内の部署が連携のもと適切な支援を図ることを目的に設置しています。

※「連携責任者連絡会」

各課の課長級が参画し、包括的支援の推進に係る情報の共有、庁内の連携体制に関する事項について協議します。

※「事業担当者連絡会」

必要な関係課の職員等により、個別事業の実施体制や支援機関の連携、調整に関する事項について協議します。

(2) 相談や支援の環境づくり

①多様な相談機会の確保

困りごとを抱えた住民が気軽に相談できるよう、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員等との連携、地域の身近な場や機会の拡大、SNS*の活用など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

②ICT（情報通信技術）*を活用した体制づくり

平時からICTを活用した研修や事例検討会、会議等を取り入れることで、感染症等の緊急時においても連携支援体制が維持され、状況に応じて対応できる体制づくりに取り組みます。

(3) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念のめざす地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画をホームページで公表するとともに、計画の考え方や取り組み等について、様々な機会を利用し周知・啓発に努めます。

(4) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的・継続的に推進するために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、年度ごとに進捗状況を確認し、北栄町地域福祉推進計画推進委員会において、進捗状況の評価を行うとともに、国の施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行います。

【用語集】

	用語	解説
あ	I C T（情報通信技術）	デジタル化された情報の通信技術のことで、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしている。具体的な活用事例としては、オンライン授業やテレワークなどがある。
	アウトリーチ	福祉が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。 具体的には、自宅などの日常生活の場に出向く訪問支援だけでなく、巡回相談や、電話、メール、対象者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布、掲示などのアプローチも含まれる。
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Line（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがある。
ほ	ほくえい支え愛協議体	地域づくりに関心のある住民で構成され、安心して住み続けられる北栄町を目指して、介護予防や生活支援サービスなど、北栄町全域の課題を検討している。介護保険制度上では第1層協議体ともいう。
よ	よっしややらあ会	「ほくえい支え愛協議体」と同様に、地域づくりに関心のある住民で構成されている。北栄町を二つの地区に分け、それぞれの通いの場や生活支援、見守りなど地域の助けあい活動について協議、検討をしている。北条よっしややらあ会と大栄よっしややらあ会があり、介護保険制度上では第2層協議体ともいう。

※北栄町地域福祉推進計画の用語集（P63～）に掲載されていないものについて解説しています。

第1部－2 北栄町成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の目的

・ 計画策定の趣旨

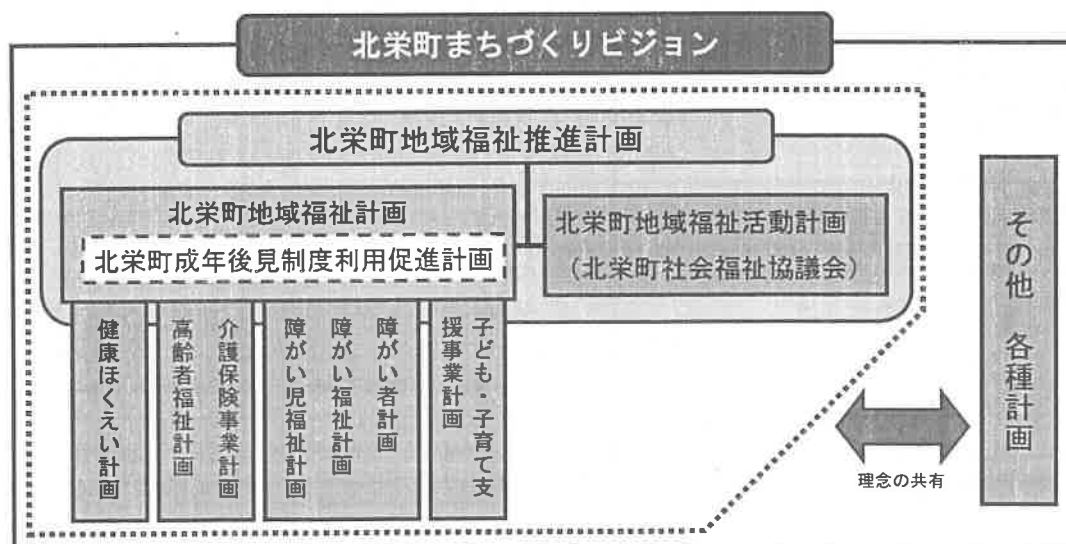
認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていく事は大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度と共に判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備に努めることが明示されています。これを受けて本町においても、誰もが住み慣れた地域で地域の人々とささえあいながら尊厳をもってその人らしい生活を継続することが出来る事を目指し、成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

・ 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図ると共に、本町における各分野の計画との連携を図ります。



2 北栄町の現状と課題

(1) 統計データから見た北栄町の現状

- ・成年後見制度に係る相談件数、申立件数、利用者数の推移

本町における成年後見制度の現状において、まず相談件数は、年により差がありますが、常に一定の需要を含みつつ、少数でほぼ横ばいに推移しています。また、一つの案件について相談・支援の件数が多くなる傾向も見られます。

新規の申立て件数についても、ほぼ横ばいの状況にあります。町長申立^{*}の推移も目立った傾向は見られません。

累計の利用者数の推移についても、大きな変動は見られません。令和2年時点の法定後見制度^{*}・任意後見制度^{*}、それぞれの類型別割合は、成年後見は約70%、保佐は約15%、補助は約15%となっており、任意後見は0件となっています。

○成年後見制度に関する相談件数（高齢者・障がい者）

	H29	H30	R1	R2
制度利用の相談 (概要説明含む)	15 (7)	16 (4)	6 (5)	6 (5)
申立支援 (後見人へ引継ぎを含む)	12 (2)	6 (2)	11 (2)	23 (3)
受任調整会議	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)

*括弧内は相談等の実人数。

○成年後見制度新規申立件数及び町長申立件数の類型別内訳 (人)

類型	H29	H30	R1	R2
成年後見	5 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (1)
保佐	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
補助	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
計	5 (0)	3 (2)	3 (0)	6 (1)

*上段は総数、下段は町長申立件数（内数）

○成年後見制度利用者数の類型別内訳 (人)

	R1	R2
成年後見	14	14
保佐	3	3
補助	4	3
任意後見	0	0
計	21	20

・成年後見制度利用支援事業の利用件数

本町の成年後見制度利用支援事業は、令和2年3月より助成対象を拡大しました。現在の利用状況はほぼ横ばいからやや増の状況ですが、今後の制度の浸透に応じて利用の増加が見込まれます。

○北栄町の申立経費助成

	H30	R1	R2
助成件数 (人)	3	1	3
助成金額 (円)	89,646	15,677	16,337

○北栄町の後见人等報酬助成

	H30	R1	R2
助成件数 (人)	0	1	2
新規助成件数 (人)	0	1	2
助成金額 (円)	0	195,000	360,000

(2) 北栄町の課題

政府の調べによると、日本全国での潜在的な成年後見制度の需要者数は100万人にのぼると言われており、今後団塊の世代の高齢化に伴いさらに拍車がかかるものと見込まれます。しかし、現状の北栄町の制度の利用者数は非常に少なく、多くの人が制度利用につながっていないことが予想されます。広く住民に対して基本的な制度の周知、正しい理解を促していく必要があります。

また、相談状況からは1つの案件に係る相談回数が多い傾向がみられ、制度のなじみのなさや利用に際しての難しさが壁になっているものと思われます。制度の利用につながった後にも相談の必要な場面は多いものと思われ、より柔軟な相談体制やフォロー体制が必要となってきます。

成年後見制度の普及・推進には身近な家族や後見人、その人を取り巻く地域資源、様々な方面の専門職等による包括的な連携が必要であり、これらをつなぐネットワークの構築が課題となります。

3 計画の目標と施策内容

北栄町においては、前項における現状と課題を踏まえつつ、国の基本計画を基にした2つの基本目標を設定し、これらの推進を目指した施策を実施することにより成年後見制度の利用促進を図ります。

■基本目標1：地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ・制度の普及啓発と地域社会への浸透
- ・後見人等の担い手の確保

【施策内容】

(1) 地域連携ネットワークの構築

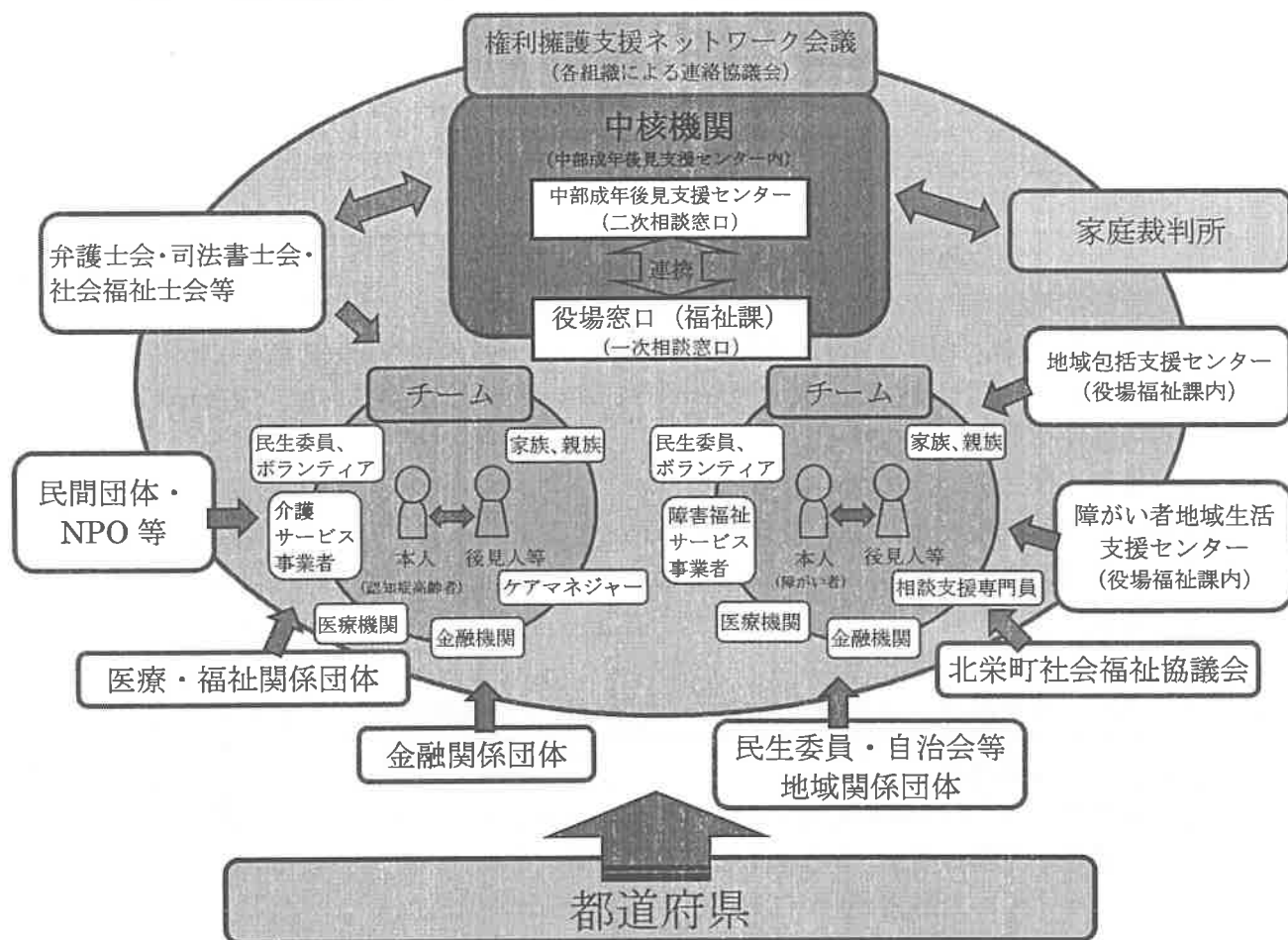
本人を取り巻く、後見人、身近な親族、福祉、保健、医療、地域の関係者がチームとなって支援していく一次支援体制と、権利擁護に関わる関係団体間の連携による二次支援体制の仕組みを整備し、これらを「地域連携ネットワーク」として、必要な人が成年後見制度を利用していけるよう連携体制の構築を目指します。(次項図1参照)

(2) 中核機関の設置

地域連携ネットワークを構築・運営していくため、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉の運営する中部成年後見支援センターと、中部1市4町が共同して「中核機関」を設置します。中核機関の事務局は中部成年後見支援センター内に設置し、中核機関と各市町を中心として中部における権利擁護支援を推進していきます。

また、意思決定支援^{*}に見識のある各組織が集まる権利擁護支援ネットワーク会議を中核機関に設置し、地域連携ネットワークの情報共有・課題検討・連携強化を担います。(次項図1参照)

図1 地域連携ネットワークとその中核となる機関



(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

地域連携ネットワークと中核機関において担うべき役割や機能を以下のとおり定め、中核機関及び町で推進していくことにより目標の達成を図ります。

・ 広報機能

成年後見制度について周知啓発を行います。関係機関と連携しながら、パンフレットの作成・配布、研修会、相談会等の広報活動の活性化により、制度の普及啓発を図ります。

また、法定後見制度、任意後見制度、その他日常生活自立支援事業などの関連制度の周知を行うことにより、本人の状況に応じた制度の選択肢を提示し、総合的な権利擁護支援の浸透を図ります。

・相談機能

相談窓口の拡大、相談受理ケースに係る後見等のニーズの精査と必要な支援体制に係る調整を行います。行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・障がい者地域生活支援センター*等による既存のネットワークを活用しながら、町による一次相談支援体制の充実強化、及び一次相談支援では対応の困難なケースに連携して対応する、中核機関による二次相談支援体制の構築を図ります。

・成年後見制度利用促進機能

受任者調整等の支援のため、個別支援検討会議、一次・二次相談支援の充実強化を進め、適切な後見人候補者のマッチングや把握に努めます。また、家庭裁判所に連絡協議会へオブザーバー参加いただくことにより、平素からの連携体制を強化します。

後見人等の担い手の確保について、法人後見については社会福祉協議会等と、地域に根差した持続可能な後見体制が構築できるよう、引き続き連携・支援に取組みます。市民後見人*の養成については、中部市町・社会福祉協議会等と連携しながら、研修会等の実施や受け皿の確保、支援方法について検討を進めます。

また、日常生活自立支援事業など、関連制度との連携強化に努めます。

・後見人支援機能

親族後見人*や市民後見人等からの相談・支援対応が行えるよう、連携体制の構築を目指します。また、後見人の交代等に柔軟に対応できる環境が整えられるよう、家庭裁判所等関係機関との連絡調整を図ります。

・不正防止効果

親族後見人等の孤立防止、相談体制づくりを進めるとともに、総合的な連携体制を深めることにより不正防止効果の確立を目指します。

■基本目標 2：利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ・利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
- ・制度の利用しやすさの向上

【施策内容】

(1) 意思決定支援の在り方の周知、浸透

利用者本人の判断能力に課題のある場合においても、必要な情報を提供し、本人の意思や考えに基づく意思決定を行う、意思形成・意思表示・意思実現の支援

に関する認識を後見人等はもとより地域社会全体に一般化するため、広報等による意思決定支援に関する国のガイドライン等の普及に努めます。

- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

また、自己決定の出来るうちに自身に関する情報や要望・希望を書きとめておく、エンディングノート*の活用を進め、成年後見制度が必要となった際の本人の意思決定支援の一助とすることを推進します。

（２）成年後見制度利用支援事業の活用促進

経済的理由により成年後見制度の利用が妨げられることのないよう、成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、申立費用の助成、後見報酬の助成を行うことにより利用しやすい制度運用を行います。

- ・成年後見制度利用支援事業

本町に住所を有する者等で、一定の収入・資産要件を満たす者に対して、申請により後見開始等審判に要する費用及び後見人等に対して与えられる報酬を助成する事業。

4 計画の推進に向けて

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）までの3年間とし、計画の推進にあたっては、北栄町地域福祉推進計画推進委員会において、年度ごとの計画の取組状況や成年後見制度の利用支援の方向性について評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

【用語集】

	用語	解説												
い	意思決定支援	意思決定の困難な人ができる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うこと。												
え	エンディングノート	自分に万一のことが起きた時に備えて、自身の希望する対応をあらかじめ記しておく文書。遺言書と違い法的拘束力はないが、生前でも本人の意思確認が必要となった際に家族等が確認し、本人の意思決定支援に活用することができる。												
し	市民後見人・親族後見人	市民後見人とは、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）でない後見人等で、主には市民後見人養成研修等を修了し、市民後見人として登録した者。親族後見人とは、成年後見人となった親族を指す。												
	障がい者地域生活支援センター	北栄町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。												
ち	町長申立	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要と認めるときは、町長が申立をすることができる。												
に	任意後見制度（任意後見）	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選任した任意後見人に本人の判断能力が低下した際にしてもらいたいことを契約で決めておく制度。												
ほ	法定後見制度（成年後見・保佐・補助）	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、法定後見制度は本人に残っている判断能力の程度に応じて下記の類型に分かれており、それぞれの類型ごとに代理人に付与される権利や本人同意の要否が異なっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th><th>法定代理人</th><th>本人の判断能力の程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見</td><td>成年後見人</td><td>常に判断能力がない(民法 7 条)</td></tr> <tr> <td>保佐</td><td>保佐人</td><td>判断能力が著しく不十分(民法 11 条)</td></tr> <tr> <td>補助</td><td>補助人</td><td>判断能力が不十分(民法 15 条)</td></tr> </tbody> </table>	類型	法定代理人	本人の判断能力の程度	成年後見	成年後見人	常に判断能力がない(民法 7 条)	保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分(民法 11 条)	補助	補助人	判断能力が不十分(民法 15 条)
類型	法定代理人	本人の判断能力の程度												
成年後見	成年後見人	常に判断能力がない(民法 7 条)												
保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分(民法 11 条)												
補助	補助人	判断能力が不十分(民法 15 条)												

※北栄町地域福祉推進計画の用語集 (P63～) に掲載されていないものについて解説しています。